

可搬式ガス検知器に関する事項

改正要領

バラスト水管理設備規則検査要領

改正事項

可搬式ガス検知器に関する事項

改正理由

本会では、有害水バラスト処理設備に対する技術要件として、IMO ガイドライン及び IACS 統一規則 M74 に先立ち、本会のプラクティスを取りまとめた「バラスト水処理装置に関するガイドライン（以後、NK ガイドライン）」に基づき運用していた。その後、IMO ガイドライン、IACS 統一規則 M74 が制定され、NK ガイドラインに加え、それらの要件を含めてバラスト水管理設備規則及び同検査要領を制定した。

具体的には、IACS 統一規則に従い、固定式ガス検知器、危険ガス排出装置及び通風装置の設置が要求されると共に、当該固定式ガス検知器にあつては、空気の流れ及びガス滞留場所を考慮した設置も要求されている。

固定式ガス検知器は可搬式ガス検知器に比べ監視エリアが広く且つ迅速な検知が可能となっており、NK ガイドライン由来の可搬式ガス検知器に関する要件が冗長な要件となっていることから、IACS 統一規則と要求レベルを整合させるよう関連規定を改めた。

改正内容

危険ガスを発生する有害水バラスト処理設備に設置が要求される可搬式ガス検知器の要件を削った。

改正条項

バラスト水管理設備規則検査要領 3 編 3.3